

質問者	質問事項・内容	答 弁 者	答弁内容（検討事項）	検討・対処結果
石川議員	<p>◎東日本大震災地域へのボランティア派遣について 東日本大震災から2年と3箇月が経過しました。大地震、津波、原発事故と記憶に新しいところですが、私達「川本町民」は、対岸の火事として報道機関が流す情報だけを見ているだけになっていないか？私なりに危惧しております。川本町は昭和47年、58年と未曾有の大水害に見舞われました。その時、近隣市町村、また職場単位でずいぶんと復興に向けて手助けを頂きました。そのような経験を持つ川本町民だからこそその「ボランティア」がきっとある筈です。</p> <p>町は6月20日に、災害避難訓練を実施致しましたが、実際の被災現場を見る事は、町職員、消防団にとっても何よりも重要なことだと考えます。</p> <p>町職員中心に広く一般町民に募集を図り、東日本大震災地域へのボランティア活動を実施すべきと考えますが、町執行部の見解をお伺いしたい。</p> <p>◎安倍政権の経済対策について町の考えを問う 皆さんご承知の通り、昨年12月に安倍政権が誕生しました。安倍政権は、「アベノミクス」に称される経済対策を打ち出しております。公共事業、大胆な金融緩和、成長戦略を「三本の矢」として次々に実行することで、日本経済の足を引っ張る「デフレ」から脱却し、経済成長に繋げていこうとしています。</p> <p>産業競争力会議におきまして、7つのテーマ別会合が開催されております。第三の矢の「成長戦略」が明らかになって参りましたが、川本町に取り入れられる政策、また関心を持っている政策等、あるのかを尋ねるものです。</p>	<p>野坂副町長</p> <p>三宅町長</p>	<p>未曾有の大震災からの復興に向けては、その道のりも極めて長いことから、ボランティア活動による支援の必要性は、高いものと思われる。町職員や消防団員にとっても、実際の被災地支援活動に携わることは、大変重要なことだと考える。</p> <p>現在も全国町村会を通じて要請があるが、被災市町村からのニーズは、1年程度の中長期的な職員派遣がほとんどである。行財政改革に伴い職員数を最小限に絞っている本町から派遣すれば、町行政そのものの停滞も懸念される。今後の課題として、慎重に検討していく。</p> <p>県社会福祉協議会が災害ボランティアバンクを設けている。被災地の支援に向けては、まずは、このしくみをあらためて紹介するとともに、登録を促していく。</p> <p>地域経営の責任者として、事業者・生活者いずれもが豊かに暮らせるための政策形成が不可欠であると考えており、今後も、この視点で、全庁的に実効ある施策導入を目指していく。</p>	
高良議員	<p>◎三江線の利用促進活性化について問う 三江線の利用促進、活性化については今日の社会情勢を考えると利用しにくい面があるもの確かです。ただ、このままでは存続の危機につながると思います。川本町として今後どの様な取り組みをしていくのか方向性と具体案を質問する。</p>	左田野まちづくり推進課長	<p>庁内にワーキンググループを設置し、利活用策を検討、おもてなし講演会を開催、石見川本駅へのコインロッカー設置（予定）などを行っている。検討した内容については、このたび設置した「まちづくり推進プロジェクトチーム」が引き継ぐこととしており、町として利活用に向けた具体的な検討を進めていく。</p> <p>三江線の利活用の促進や活性化については、沿線市</p>	

			町や関係機関と連携を図りながら、利用促進等を図っていく。	
圓山議員	<p>◎不在地主の所有する、家屋・山林の管理責任は、役場はこの状態をどう考えているのか？</p> <p>不在地主の質問は今回を含めて3回目になる。個人の財産に対して、とやかく言うものではないが明らかに、危険家屋と判断できるもの、山林関しても明らかに無管理で地域にまあ、近隣、公共に迷惑を及ぼすものに対して、何らかの指導を求める。</p> <p>5月の新聞報道に日南町に記事が掲載されているが、まさに川本町も同じであると感じています。</p> <p>◎庁舎内禁煙に対する処置は適当か尋ねる</p> <p>時代の要請か。嗜好品という解釈はできないのか。他人に対しての迷惑行為なのかおおよその意見はあるだろうが今までの分煙ではなぜいけないのか尋ねる。</p>	木村総務財政課長	<p>川本町も空き家や管理者が不在となっている農地や山林等が増加している状況にある。</p> <p>今後は、空き家などの現状について把握し、適正管理に関する条例等の整備やこれに伴う管理の検討を進める。</p> <p>健康増進法第25条において、「学校、体育館 病院、集会場、事務所、官公庁施設等、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされているが、郡内で庁舎の建物内禁煙を実施していないのは川本町のみ。</p> <p>平成25年度から開始される「健康日本21」において、「受動喫煙の無い職場の実現」や、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれ、対策の徹底が求められているため、今年度から庁舎は、建物内禁煙とした。今後は、西公民館、北公民館においても建物内禁煙に取り組んで行く予定としている。</p>	